

◆ 戸籍・住民登録に関する届け出

このようなとき	種類	必要なもの	注意いただくこと
子どもが生まれたとき	出生届	<ul style="list-style-type: none"> 出生届出書(出生証明書) 母子健康手帳 届出人の印鑑 通帳(父もしくは母の) 健康保険証(父もしくは母の) 通知カードまたはマイナンバーカード(父もしくは母の) 	<ul style="list-style-type: none"> 出生した日を含めて14日以内に届け出てください。 子どもの名に使用できる字は常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナの範囲に限られています。
死亡したとき	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届出書(死亡診断書) 届出人の印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。 死亡届受付後、役場に関する手続き等の案内、死体火葬許可証を交付します。
結婚するとき	婚姻届	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻届出書(証人欄に成年2人の署名・押印) 夫と妻の戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)(吉田町に本籍のない人) 夫と妻の印鑑(一方は旧姓) 届出人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど) 	<ul style="list-style-type: none"> 期間の定めはありません(届け出により法律上の効力が発生します)。 未成年者の婚姻には父母の同意が必要です。
離婚するとき	離婚届	<p>協議離婚の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚届出書(証人欄に成年2人の署名・押印) 夫と妻の印鑑(印影の異なるもの) 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)(吉田町に本籍のない人) 届出人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど) 	<ul style="list-style-type: none"> 協議離婚の場合は期間の定めはありません(届け出により法律上の効力が発生します)。 夫婦間の未成年の子について親権者を父か母のいずれかに定めてください。 離婚の日から3カ月以内に届けることにより、婚姻中の氏を称することができます(離婚届と同時に届け出ることでもできます)。
離婚したとき		<p>裁判離婚の場合には、次の書類も必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停調書の謄本または審判、判決の謄本と確定証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判離婚の場合は調停成立または裁判確定の日から10日以内に申立人が届け出てください。 裁判離婚については事前にお問い合わせください。
町外から引っ越しをしてきたとき	転入届	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書(前住所地の市区町村長が発行したもの) 通知カードまたはマイナンバーカード 住民基本台帳カード(該当者) 在学証明書(小・中学生の子どもがいる場合) 介護保険受給資格証明書(該当者) 届出人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど) 届出人の印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住み始めた日から14日以内に届け出てください。 本人または同一世帯の家族以外の方が届け出する場合は、異動する人が記入した委任状が必要です。
町外へ引っ越しをするとき	転出届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証(よしだ町民カード)(該当者) 国民健康保険被保険者証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(該当者) 介護保険被保険者証(該当者) 子ども医療費受給者証(該当者) 身体障害者手帳(該当者) 療育手帳(該当者) 精神障害者保健福祉手帳(該当者) 重度心身障害者医療費助成受給者証(該当者) 届出人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど) 届出人の印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ手続きをしてください(転出のおよそ2週間前から届け出ることができます)。 国外に1年以上行くときも、通知カードもしくはマイナンバーカードを持参して、この届け出をしてください。 国民健康保険加入者で学生用国民健康保険証(マル学保険証)を希望する人は、学生証・在学証明書などのコピーを持参してください。 本人または同一世帯の家族以外の方が届け出する場合は、異動する人が記入した委任状が必要です。

このようなとき	種類	必要なもの	注意いただくこと
町内で引っ越しをしたとき	転居届	<ul style="list-style-type: none"> 通知カードまたはマイナンバーカード 住民基本台帳カード(該当者) 国民健康保険被保険者証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(該当者) 介護保険被保険者証(該当者) 子ども医療費受給者証(該当者) 身体障害者手帳(該当者) 療育手帳(該当者) 精神障害者保健福祉手帳(該当者) 重度心身障害者医療費助成受給者証(該当者) 届出人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど) 届出人の印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。 アパートやマンションなどで部屋が変わったときも届け出てください。 本人または同一世帯の家族以外の方が届け出する場合は、異動する人が記入した委任状が必要です。

◆ 印鑑登録


印鑑登録は、吉田町に住民登録している人が1人につき1個、登録できます。ただし、15歳未満の人と成年被後見人は登録できません。登録をすると印鑑登録証として「よしだ町民カード」を交付します。このカードを持参しないと印鑑登録証明書を交付できませんのでご注意ください。なお、次の①～⑦のような印鑑は登録できません。

- ① 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名の文字で表していないもの
- ② 職業など氏名以外の事項を表しているもの
- ③ ゴム印やその他印形の変形しやすいもの
- ④ 印影を鮮明に表しにくいもの、ふちのないもの、ふちが欠けているもの
- ⑤ 印影の大きさが1辺8mmの正方形より小さいもの、または1辺25mmの正方形より大きいもの
- ⑥ 機械彫りなど類似印があると認められるもの
- ⑦ 竜紋や唐草模様など氏名以外の模様を付したものの

このようなとき	必要なもの
本人が登録・申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 運転免許証・パスポート・住基カード(写真付き)・マイナンバーカードまたは在留カードなど官公署発行の顔写真が貼ってある本人確認書類 登録証の交付手数料300円 <p>※写真付きの本人確認書類を持っていない場合は、保証人もしくは照会文書による方法もあります。詳しくは町民課へお問い合わせください(ただし、照会文書による場合は、即日交付はできません)。</p>
代理人が登録・申請する場合 ※即日交付はできません。 ※必ず事前に町民課へお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 印鑑登録に関する権限を委任する旨が書かれた代理人選任届 代理人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど) 登録者の本人確認書類 <p>※代理人が登録・申請する場合は、暗証番号を登録することができません。 ※暗証番号の登録がないと、自動交付機をご利用いただくことができません。自動交付機について、詳しくは6ページをご覧ください。</p>

司法書士 詳細MAP4図 E-2

人生を豊かに生きる、お手伝いをいたします



司法書士法人 つなぐ

相続、遺言、不動産贈与、成年後見、借金整理などのご相談を、いつでも承っております。お気軽にお問い合わせください。

■吉田町住吉572-2
■TEL:0548-34-1211 ■FAX:0548-34-1212
■営業時間/8:30~17:30 ■定休日/土曜・日曜・祝日
■URL:http://tsuna-gu.com
司法書士 増田真也 所属:静岡県司法書士会 Pあり

不動産 詳細MAP5図 B-3

誠心誠意もってお応えします!!



不動産 Benri

2016年2月5日新規OPENしました。橋南地区をメインに島田・焼津・藤枝地区、幅広いネットワークでニーズにお応えします!! 大事な土地の活用から、売買、賃貸までお気軽にご相談ください。

■吉田町片岡1236
■TEL:0548-32-0066 ■FAX:0548-32-0080
■営業時間/8:30~18:30 ■定休日/水曜日
■URL:http://www.fudousan-beni.com ■E-mail:fudousanno-beni@cy.tnc.ne.jp
※ホームページを是非ご覧ください。 Pあり

健康 詳細MAP5図 A-1

酵素温熱免疫療法



米ぬか酵素吉田店

米ぬかが発酵の際に発する遠赤外線が身体を奥底から温め、体温が上昇。同時に良質な酵素、ミネラル、ビタミンを直接体表から取り入れることで、全身の細胞が活性化! 血流促進による代謝向上、発汗によるデトックス作用もあり、免疫力&自然治癒力を高めることができると言われています。お子様からご年配の方まで男女問わずにご利用いただけます。

■吉田町片岡845-1
■TEL:0548-28-7243
■営業時間/午前:8:30~12:00 午後:14:30~18:00(17:30最終入酵)
■定休日/木曜
■URL:http://www.komenukakoso-yoshida.com (当日予約は16:00まで) Pあり

不動産 飼料販売 詳細MAP2図 D-5

吉田町の土地のことなら



吉田産商(株)

私たちは明るい町づくりを応援致します。新しい宅地分譲地に住みたい、こんな土地を探している等、笑顔あふれるマイホーム造りの第一歩をお手伝い致します。また、相続で受け継いだ土地や遊休地の有効活用、不動産を売却したいなど不動産のことならお気軽にご相談下さい。様々なご提案をさせていただきます。

■吉田町片岡2271-1
■TEL:0548-32-2521 ■FAX:0548-32-6394
■営業時間/8:00~18:00
■URL:http://yoshida-s.info
■E-mail:yoshida-s@cy.tnc.ne.jp Pあり

❖ 住民票や戸籍・印鑑

どのようなもの	どこへ	手数料	必要なもの・注意いただくこと
戸籍の 全部事項証明書(戸籍謄本) 個人事項証明書(戸籍抄本)	町民課 住民窓口カウンター①	1件450円	●窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をお持ちください。 ●窓口に来た人が「請求する戸籍に記載のある人や、その配偶者、直系血族の人」以外の場合は委任状が必要です。
除籍謄本 除籍抄本 改製原戸籍謄本(平成昭和) 改製原戸籍抄本(平成昭和)		1件750円	●正確な本籍、筆頭者氏名を確認して来てください。 ●本籍が町外の人は本籍のある市区町村へ請求してください。
身分証明書		1件300円	●窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をお持ちください。 ●窓口に来た人がご本人以外の場合は委任状が必要です。 ●正確な本籍、筆頭者氏名を確認して来てください。 ●本籍が町外の人は本籍のある市区町村へ請求してください。
住民票の写し			●窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をお持ちください。 ●窓口に来た人が同一世帯員以外の場合は委任状が必要です。 ●正確な住所、氏名を確認して来てください。 ●マイナンバーや住所の履歴をのせたいなどがありましたら、窓口でご相談いただきますようお願いいたします。
印鑑登録証明書			●印鑑登録証(よしだ町民カード)を必ずお持ちください(免許証や実印では印鑑登録証明書はとれません)。 ●代理人でも委任状は不要ですが、取得する人の正確な住所、氏名、生年月日を確認して来てください。

❖ 自動交付機

住民票の写しと印鑑登録証明書、(本籍が吉田町の人については)戸籍の謄・抄本、附票が必要な人は、休日や平日の時間外でもとれる自動交付機をご利用ください。ご利用の際には**暗証番号を登録した印鑑登録証(よしだ町民カード)**が必要です。

設置場所	交付できる証明書	手数料	利用日時
役場前	●住民票の写し ●印鑑登録証明書 ●戸籍の附票	1件300円	月～日曜日8:15～21:00 (年末年始12月29日～1月3日は利用できません)
	●戸籍全部事項証明書	1件450円	

【注意事項】

- ・自動交付機では、住民票コードまたはマイナンバーが記載された住民票を発行することはできません。
- ・よしだ町民カードの暗証番号の照会には応じられません。暗証番号を忘れた場合は、暗証番号の変更申請をしてください。
- ・暗証番号は、絶対に他人に知られないようにしてください。
- ・自動交付機では10～500円までの硬貨と1,000円札しか使用できません。
- ・暗証番号を3回まちがえるとロックがかかります。ロックの解除は町民課窓口でしか行えませんがご注意ください。

❖ マイナンバー(個人番号)

国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。今後、税や年金、雇用保険などの行政手続きに使用します。マイナンバーの利用により、税、年金、雇用保険などの手続きに必要な添付書類が削減され、行政手続きの利便性が高まります。また、行政事務の効率化や公平な各種給付の確保なども実現できます。

平成28年1月以降、職場や行政手続きなどの際に、マイナンバーの提示を求められるようになりました。

■通知カード(うすみどり色、写真なし)

- ・マイナンバー制度開始時(平成27年10月)や、出生、海外からの転入などのときに個人のマイナンバーを知らせるために郵送されるカードです。
 - ・行政機関などに自身のマイナンバーを提示するときに「マイナンバーを証明する書類」として使用します。
 - ・運転免許証・パスポートなどの本人確認書類と併せて使用します。
 - ・通知カードを本人確認書類として使用することはできません。
- ※紛失などにより通知カードを再交付する場合は、500円の手数料が必要です。また、再交付は郵送となり即日交付はできません。
- ※転入・転居や戸籍届出などにより住所や氏名が変更になった場合は、役場で券面の記載事項の変更が必要です。

■マイナンバー(個人番号)カード(写真付き)

- ・写真が表示され、「マイナンバーを証明する書類」および「本人確認書類」として利用できるカードです。
 - ・各種電子申請にも利用できます。
 - ・交付申請は任意で、郵送やインターネット、または町民課窓口で申請ができます。
 - ・即日交付はできません。
- ※住所、氏名が変更になった場合、通知カード送付時に同封されたマイナンバーカードの交付申請書は使用できません。改めて窓口で申請書を取得してから申請をしてください。
- ※紛失などによりマイナンバーカードを再交付する場合は、1,000円の手数料が必要です(公的個人認証が不要の場合は800円)。
- ※暗証番号の照会には応じられません。ロックがかかってし

まった場合は町民課へお問い合わせください。
※転入・転居や戸籍届出などにより住所や氏名が変更になった場合は、役場で券面の記載事項の変更が必要です。

■自身や家族のマイナンバーを知るには

- ・マイナンバー制度開始時(平成27年10月)や、出生、海外からの転入などのときに郵送された「通知カード」に印刷されています。
- ・出生や海外からの転入などによる通知カードの郵送は、お手元に届くまでしばらく時間がかかります。
- ・マイナンバーカードの交付を受けている人は、カードの裏面に表示されています(交付時に入っているケースからは、出してください)。
- ・通知カード・マイナンバーカードは申請してから交付されるまでしばらく日数がかかります(即日交付はできません)。
- ・上記の各カードがお手元がない場合は、町民課窓口で「マイナンバーの表示のある住民票」の交付を受けてください(有料)。

■マイナンバーについて詳しくは

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
平日 9:30～20:00
土・日曜日、祝日(年末年始を除く) 9:30～17:30
※IP電話等でつながらない場合は☎050-3816-9405へおかけください。

❖ 住民基本台帳カード

住民基本台帳カードの交付は、平成27年12月をもって終了しました。ただし、現在有効期間中のカードをお持ちの人は、引き続き有効期限までは使用することができます。

ただし、住民基本台帳カードに電子申告(e-tax)などで使用する公的個人認証を付加している場合、公的個人認証の有効期限は最長3年間で、住民基本台帳カードが有効期限内であっても延長をすることはできません。

この場合、公的個人認証を使用するためには、マイナンバーカードの交付を受ける必要がありますのでご注意ください。

詳しくは町民課へお問い合わせください。

※転入・転居や戸籍届出などにより住所や氏名が変更になった場合は、役場で券面の記載事項の変更が必要です。

